

茅野市告示第 131 号

茅野市運輸・交通・卸売業等持続化支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年6月22日

茅野市長 今井 敦

茅野市運輸・交通・卸売業等持続化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響下において、原油価格の高騰等が経営に大きな影響を及ぼしている運輸、交通、卸売業等の事業の持続化を支援するため、中小企業者等に対し、予算の範囲内において茅野市運輸・交通・卸売業等持続化支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する中小企業者及びこれと同等と認められる者をいう。

2 この告示において、「事業所等」とは、店舗、工場、事務所、営業所その他市長が特に必要と認める事業所をいう。

3 この告示において、「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。

4 この告示において、「旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業をいう。

5 この告示において、「自動車運転代行業」とは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。

6 この告示において、「事業用車両」とは、補助金の交付を受けることができる中小企業者等（以下「補助対象者」という。）が市内の事業所等において所有し、かつ、使用している貨物自動車運送事業、旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に供する車両及び貨物等の輸送に限る車両とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内に事業所等を有するものであって、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める分類表のうち、別表に定める事業を主たる事業として営むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員
- (3) 営業に関して必要な許認可等を得ていない者
- (4) 申請時において廃業をしている者

（交付額等）

第4条 補助金の交付額は、補助対象者が申請日において使用し、かつ、市内の事業所等に有する事業用車両数に次の表の左欄に掲げる車両種別の区分に応じ、同表右欄に定める交付額を乗じて得た額の合計とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、索道事業者にあつては、通年営業しているものであつて、1事業者当たり30万円を上限に交付する。

車両種別	1台当たりの交付額
貨物自動車運送事業車両（大型貨物及び中型貨物）	4万円
旅客自動車運送事業車両（11人以上）	
旅客自動車運送事業車両（10人以下）	2万円
卸売業等小型貨物及び廃棄物収集車両	
軽貨物及び貨物等輸送普通車両	1万円
自動車運転代行業車両	
貨物小型二輪自動車	5千円

（交付申請）

第5条 補助対象者は、令和4年11月30日までに、茅野市運輸・交通・卸売業等持続化支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、1補助対象者につき当該年度において1回限りとする。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは、茅野市運輸・交通・卸売業等持続化支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、交付しないものと決定したときは茅野市運輸・交通・卸売業等持続化支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付するものと決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他この告示に違反したとき。

（補助金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取

消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

(報告及び調査)

第9条 市長は、この告示の施行に必要な限度において、補助対象者に対し報告を求め、又は当該職員を事業所等及び住居に立ち入らせ調査させることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付の決定を受けた者における第7条及び第8条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

日本標準産業分類の分類	大分類 H (運輸業、郵便業) 大分類 I (卸売業、小売業) のうち中分類番号 50 (各種商品卸売業)、51 (繊維・衣服等卸売業)、52 (飲食料品卸売業)、53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)、54 (機械器具卸売業)、55 (その他の卸売業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち小分類番号 772 配達飲食サービス業 大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) のうち小分類番号 781 洗濯業、796 冠婚葬祭業 大分類 R (サービス業 (他に分類されないもの)) のうち中分類番号 88 廃棄物処理業
-------------	---